

## 外来・在宅ベースアップ評価料について

当院では、医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、外来・在宅ベースアップ評価料（I）を算定しております。

これにより得られた診療報酬は、医療関係職種の処遇改善にその全額を充当することにより、患者様により安全で質の高い医療を継続的に提供できる体制を維持することを目的としております。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 長期処方・リフィル処方せんについて

当院では、患者さんの状態に応じ、

- ・28日分以上の長期処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、病状に応じて医師が判断いたします。

令和8年6月 郡上こどもと地域のクリニック